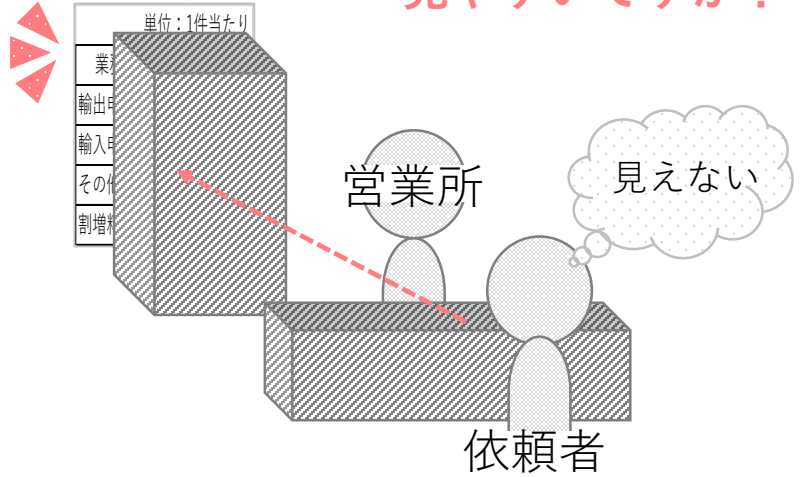


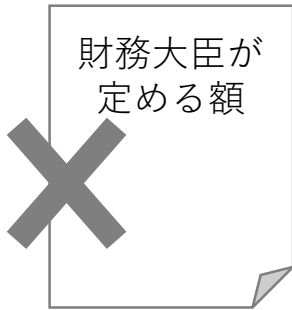
# 通関業務料金表の掲示確認してください

**注** 掲示している料金表、見やすいですか？

単位：1件当たり	
業務の種類	料金
輸出申告	¥5,000
輸入申告	¥5,000
その他の申告	¥5,000
割増料	5割



**注** その料金表H29.10月改正前のものでしょうか？



通関業法第18条：通関業者は、通関業務（第7条に規定する関連業務を含む。）の料金の額を営業所において**依頼者の見やすいように**掲示しなければならない。

通関業法基本通達18-1：法第18条「料金の掲示」の規定により掲示する料金表は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、**依頼者にとって分かりやすいものでなければならない**。また、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に**割増・割引**が生じる場合等についてはその適用がある旨を、料金の額に含まれない**実費**を別途請求する場合についてはその旨を**料金表に記載しなければならない**。なお、掲示する料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えない。

